○　令和８年度　国民健康保険未就学児均等割保険料負担金繰入金額算出基礎表

１　概　要

この様式は、未就学児均等割保険料負担金の交付を受けるため、当該市町村の賦課期日現在における世帯について、当年度10月31日までの間に被保険者均等割額を減額することが明らかとなった世帯に係る保険料（税）の軽減総額（一般被保険者分）に基づき作成すること（国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第６条の４）。

毎年９月頃、都道府県（国）より通知される「国民健康保険未就学児均等割保険料負担金の交付申請等について」に基づき作成し、作成データを毎年11月中旬までに都道府県へ提出すること。

２　項目説明

項番	項目名称			説明
#011	医療分	保険料（税）軽減対象者数	全被保険者分	保険料（税）賦課期日から令和８年10月31日までの間に、被保険者均等割額を減額することが明らかとなった未就学児の数を入力すること。なお、賦課期日時点で国民健康保険の被保険者資格を有する者又は賦課期日後に国民健康保険の被保険者資格を取得した者であって、令和８年10月31日までの間に被保険者資格を喪失した未就学児の数も含めて入力すること。
#012		未就学児に係る保険料（税）軽減繰入額	全被保険者分	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第４条の４第１項及び算定省令第６条の４の規定に基づき算定された、保険料（税）賦課期日から令和８年10月31日までの間に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の７第５項第６号及び第７号に定める基準に従い減額の対象であることが明らかになった未就学児の被保険者均等割額から減額することとなる額の総額を入力すること。
#013	後期高齢者支援金分	保険料（税）軽減対象者数	全被保険者分	医療分(#011 ,#012)に準じて入力すること。
#014		未就学児に係る保険料（税）軽減繰入額	全被保険者分	
#016	子ども分	保険料（税）軽減対象者数	全被保険者分	医療分(#011, #012)に準じて入力すること。
#017		未就学児に係る保険料（税）軽減繰入額	全被保険者分	
#015	法第72条の３の２第１項に基づく繰入金額			未就学児に係る保険料（税）軽減繰入額（医療分）(#012)と未就学児に係る保険料（税）軽減繰入額（後期分）(#014) と未就学児に係る保険料（税）軽減繰入額（子ども分）(#017)を合算した額。
#035	交付申請金額			繰入金額合計(#015)に１／２を乗じて得た額。